

**本県の精神保健福祉サー
ビスの動向** (N) 県精連「市
町村補助事業調査」から

(N) 神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会（以下、「県精連」）は、精神障害のある方々が利用する地域活動支援センター・グループホーム・就労支援事業所・相談事業所等を会員とする団体（横浜市・川崎市を除く）で、精神障害当事者一人ひとりが、その人らしく安心して暮らせる地域づくりのために、横のつながりを図り、情報の共有や研修、要望活動等を行っている。

県精連の前身である「神奈川県精神障害者地域作業所連絡協議会」は、神奈川県精神障害者地域作業所補助金制度（県市町村協議事業）が開始された翌年、1983年に全県組織として立ち上がりました。その当時、県下に地域作業所が10数カ所しかなく、作業所運営や支援のノウハウもない手探りの中で、つながりを持つとうと集ったことがきっかけでした。



▼継続してきた調査事業

情報を共有化する中、各市町村で地域作業所に対する制度が少しずつ確立され、とある市に家賃補助や交通費等が助成されたことをきっかけに「自分たちの市町村にも」と運動が広がっていきました。そして、1987年に県への要望書提出を行った際、地域作業所に対する市町村補助事業の調査を初めて実施し、その結果を添付しました。

その後、1999年に横浜市・川崎市・県域の3団体に分かれることになり、県域の活動と県精連の名称を継承しました。調査事業については、2002年に県下の市町村の施策や制度についても内容を拡大。それ以降、国や県の制度変更に伴い、精神保健福祉について市町村がどのような施策を展開しているか調査し、県下の全市町村からの回答を得てきました。

▼2012年度調査結果から

精神保健福祉業務（障害者手帳申請等）が市町村の窓口業務とされてから、ようやく10年を数えようという本年度は、7～9月の間、全33市町村に調査を行いました。（回収票33、回答率100%）

—2012年度調査の内容—

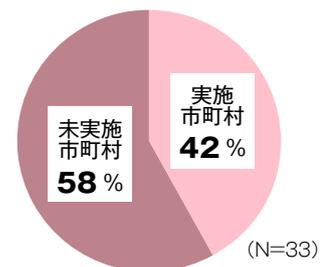
- ①精神保健福祉に関するサービス（障害者自立支援法関係事業等）
福祉サービス事業所数／地域生活支援事業／成年後見制度利用支援事業／相談支援事業／自立支援協議会等
- ②精神保健福祉に関するサービス（市町村の福祉制度関係）
- ③神奈川県と市町村の共同事業
障害者地域生活サポート事業／障害者地域活動支援センター事業費補助事業
- ④基本調査(福祉事業所等の市町村補助)



本県には3つの政令市がある一方、人口10万人以下の市町村も18あり、市町村の財政格差は歴然としています。県単独補助制度があることで地域格差も少しは是正されているように見えますが、たとえば、17市町村では精神障害を主たる対象とするグループホームが設置されていません。

障害者自立支援法で3障害が一元化されましたが、精神障害のある方を対象とする福祉サービスは数量自体が少なく、画的的にサービス量が増えたわけでもありませんでした。そのような中、今年度か

**精神保健福祉に関するサービス
重度障害者医療費助成実施状況**
(N) 県精連「2012年度市町村補助事業調査」より



ら県が重度障害者医療費助成制度の対象を精神保健福祉手帳1級所持者に拡充したことについて、市町村の対応状況が今回の調査結果に表れています。【グラフ】

本調査報告書は、市町村行政をはじめ、県・社協・保健所等の関係機関にも配布し、精神障害者福祉サービスの地域格差の是正に向けた、地元市町村への要望活動の資料として活用されています。県精連ホームページに公開していますので、ぜひご覧ください。

◆(N) 県精連事務局

TEL 045-821-6694
FAX 045-821-6894

URL <http://www.15ocn.ne.jp/~k-seiren/>

(N) 神奈川県精神障害者

地域生活支援団体連合会

福祉のうごき

2013年1月1日～1月29日

Movement of Welfare

●地域ケア会議 法定化へ

1月7日、厚労省の介護支援専門員の資質向上と今後のあり方に関する検討会の中間報告がまとめられた。保険者(市町村)機能の強化等による介護支援専門員の支援として、地域包括支援センターが開催する「地域ケア会議」の推進と法定化による機能強化を挙げた。

●急がれる保育士の人材確保

厚労省は1月7日、平成24年度補正予算案の概要を公表した。そのうち「待機児童解消のための保育士の確保」として438億円を計上。潜在保育士の就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置や認可外保育施設の保育従事者への資格取得支援、養成施設入学者に対する修学資金貸付、保育士の処遇改善等を盛り込んだ。【関連記事2・3面】

●地方検察庁で社会福祉士を採用(東京)

東京地方検察庁は1月21日、罪を犯した高齢者や障害者の再犯防止に向けて、福祉分野との連携を目指し、保護司経験のある社会福祉士を1名非常勤職員として採用した。【関連記事12面】

新たな生活支援体系の構築に向けて—社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」報告書まとまる

昨年4月から議論を重ねてきた、厚労省の生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会(部会長・宮本太郎北海道大学大学院教授)が1月25日、最終報告書をまとめ、「生活困窮者の増大によって、この国の基盤が揺らいでいる」と、生活困窮を取り巻く深刻な現状に警鐘を鳴らしました。

報告書では、新たな生活支援体系の方向性を「生活困窮者の活動的な社会参加と就労を支えながら、その生活向上を図り、地域の活力、つながり、信頼を強めていく」とし、生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて、制度的な対応が必要な事項を中心に整理しています。生活保護基準の引き下げなど、社会保障費のあり方の見直しが行って進められる中、それぞれの地域に必要な支援のしくみを考えていく上で、ひとつの指標となる報告書です。

新たな生活支援体系の視点 (報告書より本会作成)

基本的視点

自立と尊厳／つながりの再構築／子ども・若者の未来／信頼による支え合い

具体的なかたち

包括的・個別的な支援／早期的・継続的な支援／分権的・創造的な支援

分野

①相談支援②就労支援③多様な就業機会の提供④居住確保支援⑤家計相談支援⑥健康支援⑦子ども・若者の支援



※報告書は厚労省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp>)に公開されています。
(企画調整・情報提供担当)

一般家庭から大型ビルまで最新のエレクトロ技術により安心と安全を提供します。

京浜警備保障株式会社

代表取締役社長 岡本誠一郎

本社 〒221-0056 横浜市神奈川区金港町5番地10 金港ビル4F内
☎(045)461-0101 代表 FAX(045)441-1527

一般社団法人

神奈川県福祉研究会

福祉施設経営相談室 税務・会計の専門相談員

理事 伊藤 正孝(☎045-412-2110)

同 辻村 祥造(☎045-311-5162)

同 西迫 一郎(☎046-221-1328)

同 林 雄一郎(☎0466-26-3351)

代表理事 八木 時雄(☎042-773-9266)

あなたの情報発信のおてつだい
デザイン・印刷・ホームページ制作



きかん印刷

株式会社 神奈川機関紙印刷所

〒236-0004 横浜市中区福浦 2-1-12

営業部 TEL045(785)1709/☎ FAX045(784)8802

制作部 TEL045(785)1768 FAX045(780)1588

<http://www.kki.co.jp/>